

保護者の皆様

筑波大学附属中学校

【重要】新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止について

秋から冬にかけてのインフルエンザとの同時流行に備えて相談体制等の仕組みが変更されます。それに伴い出席停止基準を以下のように変更しますので、お知らせいたします。裏面に出席停止早見表を載せておりますのであわせてご確認ください。体調不良の場合はご自宅で休養されるよう重ねてお願い申し上げます。

1. 当面の出席停止の基準

- (1) 医療機関等において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合
- (2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合
- (3) 風邪の症状（発熱、息苦しさ、強いだるさ等）等の体調不良の場合
- (4) 同居の家族に風邪症状がある場合（体調不良でPCR検査を受ける場合等含む）
- (5) 海外から帰国した場合
- (6) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合
- (7) 感染予防のために、保護者の判断で欠席させる場合
- (8) 保健所や医療機関からの指示を待つ間の期間

2. 出席停止の解除

- (1) 医師の判断による。
- (2) 生徒に症状が出なければ、保健所の指示に従って保健所に指示された期間（目安は、最後に濃厚接触した日から起算して2週間）を経た後。
- (3) 医療機関に相談し、検査不要の場合は症状が消失して1日経過するまで。検査が必要と判断された場合は検査結果が出るまで。

〈例〉11/1に発症し、症状消失が5日目の午前の場合は、翌6日までぶり返しが無いことを確認する

11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7
だるさ	発熱	発熱	解熱	だるさ (午前まで)	症状消失 1日目	症状消失 2日目
早退 出席停止 1日目	出席停止 2日目	出席停止 3日目	出席停止 4日目	出席停止 5日目	出席停止 6日目	登校

- (4) 症状が消失するまで。ただし、体調不良等で新型コロナウイルス感染症に関連した検査を受けることになった場合は検査結果が出るまで。
- (5) 海外から帰国した者は検疫所の指示に従い決定する。
- (6) 主治医・学校医との協議の上、決定する。
- (7) 学校・学校医との協議の上、決定する。
- (8) 指示が出るまで。

3. 注意点

- (1) 感染症の流行状況等によって、変更が生じた場合は、学校医等と相談の上、周知する。
- (2) 出席停止の解除は各条件を満たすことに加え、「健康の記録」と「登校届」の提出を必要とする。
- (3) 早退の場合も同様に扱う。
- (4) その他、個別に相談がある場合は、それぞれに対応する。